

保育園・認定こども園の利用者負担額について

階層	階層区分		利用者負担額(月額)	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	市民税所得割課税額 48,600円未満		13,600円 (6,800円)	13,400円 (6,700円)
4	市民税 所得割課税額 144,600円 未満世帯	うち 57,700円未満	24,000円 (12,000円)	23,500円 (11,700円)
		うち 57,700円以上	24,000円 (12,000円)	23,500円 (11,700円)
5	市民税所得割課税額 227,100円未満世帯		40,000円 (20,000円)	39,300円 (19,600円)
6	市民税所得割課税額 329,800円未満世帯		50,300円 (25,100円)	49,400円 (24,700円)
7	市民税所得割課税額 397,000円未満世帯		52,000円 (26,000円)	51,100円 (25,500円)
8	市民税所得割課税額 397,000円以上世帯		57,200円 (28,600円)	56,200円 (28,100円)

※市民税所得割課税額が57,700円未満(第2・3階層と第4階層の一部(太枠内))の多子世帯は、子どもの年齢制限をなくし、最年長の児童から順に第1子は全額、第2子は半額()内の金額)、第3子以降は無料

※市民税所得割課税額が57,700円以上の多子世帯は、同一世帯から就学前児童が同時に2人以上 保育園等に入所している場合、第2子は半額()内の金額)、第3子以降は無料

○年間市民税額が77,100円以下のひとり親世帯等の保育園利用者負担額

階層	階層区分		利用者負担額(月額)	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	市民税所得割課税額 48,600円未満		6,800円	6,700円
4	市民税 所得割課税額 144,600円未満世帯	うち 77,100円以下	9,000円	9,000円
		うち 77,101円以上	24,000円 (12,000円)	23,500円 (11,700円)

※市民税額77,100円以下の世帯(太枠内)は、子どもの年齢制限をなくし、第2階層は無料、第3階層及び第4階層の一部は、第1子から半額、第2子以降は無料となります。

※()内の金額は第4階層のうち市民税額が77,101円以上世帯の第2子の金額(第3子以降は無料)